

福岡市市政記者各位

福岡市東区市民部課税課

徴税吏員証兼固定資産評価補助員証の紛失について

東区市民部課税課で勤務する税務職員が、業務で使用する徴税吏員証兼固定資産評価補助員証（以下「徴税吏員証等」という。）を紛失いたしました。市民のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、以下のとおり状況等についてお知らせするとともに、なりすまし等への悪用にご注意いただくようお願いいたします。今後、同様の事故が発生しないよう、再発防止の徹底を図ってまいります。

1 紛失した証票

証票名	徴税吏員証兼固定資産評価補助員証
証票番号	No.300
失効年月日	令和6年4月8日

2 紛失した徴税吏員証等の位置づけ

福岡市市税条例第4条及び第55条において、賦課徴収に関する調査等及び固定資産の価格の決定に関する調査等を行う場合に、関係人から請求があった時は、これを呈示しなければならない、とされております。

3 紛失の経緯

○令和6年4月8日（月）

当該職員は固定資産税の調査のため、徴税吏員証等を首掛けストラップ付名札に携帯し、午後2時から庁用車で現地調査を行い、午後4時に帰庁した。午後7時半頃に、ストラップの器具が壊れ名札ケースがなくなったことに気づき、徴税吏員証等の紛失が発覚した。その後、庁舎内を探索した。

○令和6年4月9日（火）

職員から上司に徴税吏員証等を紛失したと報告。前日の帰庁途中に、調査に同行した職員が車内で当該職員の名札ケースを確認していたことから、庁舎内、庁舎周辺、車内を重点的に探索した。また、念のため前日に立ち寄った場所も再度訪問、探索したが、発見には至らなかった。午前11時40分に東警察署箱崎宮前交番に遺失物届を提出した。

4 今後の対応

当該徴税吏員証等を無効とする手続きを速やかに行うとともに、ただちに財政局より税務関係各課に対し、徴税吏員証等の管理を徹底するように指導する旨の通知を行ったところ です。

また、市ホームページにて、本市職員が訪問した際は、職員が提示する身分証明書等の顔写真による本人確認をお願いするとともに、不審な点等に気付いた際は、東区課税課へ連絡いただくよう注意喚起を行います。

5 再発防止策

徴税吏員証等を携帯する場合は、細心の注意を払うよう指導するとともに、徴税吏員証等が必要な業務が終了した際は速やかに保管管理者に返却することを徹底します。

<問い合わせ先>
東区市民部課税課 中尾
TEL：092-645-1030（内線141-260）